



＜遺言制度のデジタル化と「保管証書遺言」の創設＞

今回の改正で特に注目されるのが、遺言制度のデジタル化です。新たに創設される「保管証書遺言」は、パソコン等で作成した遺言データを法務局に提出し、法務局が保管する新しい遺言方式です。オンラインによる申請や、ウェブ会議を利用した手続きも可能とされており、遺言作成の利便性が大きく向上します。

この制度には、遺言書の紛失や改ざんを防止できるほか、相続開始後に遺言の存在が見つからないというリスクを軽減できるメリットがあります。また、法務局から相続人へ通知が行われる仕組みも設けられ、遺言の発見漏れ防止にもつながります。さらに、保管証書遺言については家庭裁判所の検認手続が不要とされ、相続手続の迅速化も期待されています。

＜その他の遺言制度改正＞

今回の改正では、保管証書遺言以外にも重要な見直しが行われます。まず、自筆証書遺言や公正証書遺言等における押印要件が廃止され、押印は任意となります。遺言書の加除その他の変更の際の押印要件も廃止されます。

また、死亡の危急時に作成する危急時遺言については、パソコン等で作成したデータを利用する新たな方式が導入されます。さらに、船舶遭難者遺言についても、映像や録音を活用した方法が認められる予定であり、デジタル技術を活用した遺言作成が大きく前進します。加えて、高齢者施設等で遺言を作成する機会が増えている実情を踏まえ、証人となれない者(欠格事由)の範囲についても見直しが行われます。

＜おわりに＞

今回の法改正は、成年後見制度を「本人に必要な範囲で利用する制度」へ転換するとともに、遺言制度をデジタル社会に適応させる大規模な改革です。特に、本人の意思尊重を中心に据えた成年後見制度の見直しと、保管証書遺言の創設は、終活や相続実務に大きな影響を与えることになるでしょう。

施行までには一定の準備期間がありますが、今後、遺言や任意後見契約の活用方法も大きく変わる可能性があります。終活や相続対策を検討している方は、制度改正の内容を正しく理解し、自身や家族にとって最適な準備を進めていくことが重要になるでしょう。

(文責：高橋)

神楽坂
だより

【神楽坂の子どもたちがギネス世界記録®を達成しました!】

今年の「子ども阿波おどり大会」で、近隣の4小学校・4園の児童と先生ら1,050名がギネス世界記録®に認定されました!

「神楽坂阿波踊り」は狭い坂道を練り歩く様が圧巻な神楽坂の夏の風物詩です。その中で開催される「子ども阿波おどり」は、全国的にも珍しい子どもだけの連による阿波おどりで、今年35周年を迎えます。これを記念してギネス世界記録®「最大の阿波おどり(同一振り付け)」に挑みました。

ゲリラ豪雨も心配された猛暑の中、坂下交差点から毘沙門前まで最年少3歳を含む子どもたちがズラリと整列。日頃の練習の成果を存分に発揮し、規定の時間を踊り切って世界記録を打ち立てる快挙を成し遂げました!
参加した子どもたち、先生方、そしてサポートしてくださった地域の皆様、本当におめでとうございます!
神楽坂の歴史に新たな1ページが刻まれた、感動の1日となりました。

(文責：桃田)

祝



司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士

神楽坂法務合同事務所



住 所 〒162-0825
東京都新宿区神楽坂
4丁目1番1号
オザワビル6階
電 話 03-5946-8698
F A X 03-5946-8699
営 業 時 間 10:00～18:00
定 休 日 土・日・祝日

土業不動産サポート株式会社

電話 03-5946-8666

※住所は神楽坂法務合同事務所と同じ

ウィルサポート株式会社

電話 03-5946-8687

※住所は神楽坂法務合同事務所と同じ

司法書士法人

神楽坂法務合同事務所
小田原オフィス

住 所 〒250-0011
神奈川県小田原市
栄町1丁目4番2号
第12松本ビル5階
電 話 0465-20-7671
営 業 時 間 10:00～18:00
定 休 日 土・日・祝日

神楽坂法務
合同事務所



ウィルサポート



土業不動産
サポート



神楽坂法務
合同事務所
小田原オフィス



令和8年10月1日発行